

第2章 学校施設の複合化の在り方

1. 基本的な考え方

学校設置者は、学校施設の複合化に当たり、地方公共団体の公共施設関係部局と連携し、教職員、児童生徒、保護者や地域住民などの関係者の意見を取り入れつつ、地域の実情や以下のことを踏まえ実施することが重要である。

この学校施設の複合化の検討を通じて、学校関係者と共に、学校や地域の課題を共有し、その解決に向けて検討していくことは、質の高い学校教育環境の実現、さらには、地域コミュニティの形成、ひいては、地域の振興・再生へとつながっていくものである。

①学校教育環境の高機能化・多機能化

学校施設の複合化に当たっては、教育内容・教育方法等の変化に対応し、多様な学習内容・学習形態の導入を可能とする高機能かつ多機能な学習環境とすることが重要である。特に、他の施設と併設しているという特徴を活かし、個別の学校の施設整備では困難である、他の公共施設が所有する高機能な施設機能を共有したり、学校教育活動に利活用できる施設計画とすることが重要である。

②児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流

学校施設の複合化に当たっては、児童生徒が、幼児への思いやりや高齢者への尊敬と感謝の気持ちを育むなど、豊かな情操と道徳心を培う観点から、児童生徒が幼児や高齢者など多様な世代と交流したり、互いに活動する様子を目にすることで繋がりを感じたりできる施設計画とすることが重要である。このことは、幼児にとっては、児童生徒への憧れの気持ちが成長のきっかけに、高齢者にとっては、生きがいや健康づくりにも寄与するという観点からも重要である。

③学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成

学校施設と社会教育施設等との複合施設は、学校施設単体の場合に比べ、日常的に地域住民などが集い、学習活動等を通じて地域のコミュニティを形成する、まちづくりの核としての役割や、災害時には地域の避難所等としての役割も果たすことが求められる。このため、多様な人々が生きがいをもって生活を送ることができる地域の生涯学習の拠点として、バリアフリー対策や災害時の安全を確保するとともに、景観や町並みにも配慮した施設計画とすることが重要である。

④学校活動等を支える専門性のある人材の活用

学校施設の複合化に当たっては、地域住民や他の公共施設の関係者など、学校施設単体の場合に比べ、多様な人々が集まるという複合施設としての特徴を生かし、学校活動や施設の管理等へ生かすことも併せて検討することが重要である。

特に、専門的な知識や技能を持った人材を学校活動や課外活動などに取り込むことや、施設の管理等について民間団体を活用したり、地域住民の協力を促すなど、学校教育や学習環境の質を高めるとともに、教員の課外活動の負担を軽減する手法につい

(素案)

40 て検討することも重要である。

41 42 ⑤効果的・効率的な施設整備

43 近年の厳しい財政状況の中、地方公共団体においては域内の公共施設について、
44 老朽化対策をしつつ利用需要の変化等にも応じるため、最適化を図ることが必要とさ
45 されている。このような中、学校施設についても、より効果的・効率的な施設整備の手法
46 として、他の公共施設等との複合化やPFIの活用などを検討することも有効である。

47 また、公共施設の約4割は学校施設であり、その多くは地域住民が通しやすい位置
48 に立地し、構造体としても耐震対策がなされ堅牢であること等から、既存校舎や余裕
49 教室を活用し、地域において需要のある公共施設等を整備することも、公共施設の効
50 果的・効率的な整備に資するという観点から重要である。

51 52 53 2. 域内の学校施設の計画に関する留意事項

54 (公共施設関係部局や地域住民との連携と情報の共有)

55 地方公共団体においては、平成26年4月の総務省からの要請に基づき、域内のイン
56 フラ全体における整備の基本的な方針として「公共施設等総合管理計画」を策定するこ
57 ととされており、併せて、同計画との整合性を図りつつ、域内の学校施設の長寿命化計
58 画(個別施設計画)を策定することとされている。¹

59
60 また、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定を通じて、
61 域内の学校施設の老朽化状況等を把握し、公共施設関係部局と連携を深め、公共施
62 設に係る情報の共有を図ることが重要である。また、学校施設の複合化の基本的な考
63 え方や計画・設計上の留意事項等を公共施設関係部局や地域住民等とともに十分把
64 握した上で、学校施設の他の公共施設等との複合化という選択をすることが重要であ
65 る。

66 <検討体制の例>

- 67 ■教育委員会施設整備担当課、学校教育担当課、社会教育担当課、教育委員
- 68 ■複合化する施設の関係部局
- 69 ■財政部局、地域政策部局、まちづくり部局、建設部局、防災部局等の関係部局
- 70 ■教職員、保護者、地域住民
- 71 ■学校教育の専門家、建築の専門家

72
73 など
74

¹ 学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定については、「学校施設の長寿命化計画策定の手引(平成27年4月文部科学省)」が参考になる。

(素案)

3. 個別の学校施設の複合化に関する留意事項

(1) 施設計画・設計上の留意事項

(複合施設の基本的事項の検討)

児童生徒数の将来の動向や教育方法等の変化等について予測・分析するとともに、地域特性、立地条件、既存学校施設の活用等を踏まえ、施設の種類、規模、計画諸室、利用形態その他の基本的な事項について基本構想及び基本計画の段階において十分かつ適切に検討することが重要である。

(適用法令の確認と遵守)

複合化される学校施設と他の公共施設等とは、それぞれ適用法令が異なる場合も多いことから、これらの法令の適用関係を適切に把握し設計する必要がある。例えば、学校施設と他の公共施設等との間で、施設の計画、構造、設備等について、建築基準法や消防法等の適用規定がそれぞれ異なる場合、少なくとも共同利用部分については、より厳格な規定を準用して設計することが重要である。

(合意形成)

学校施設が他の公共施設と複合化するという事は、互いに一定の敷地や空間等を相互利用・共同利用するものであることから、その計画段階から、事前に各施設の関係者の十分な理解と合意を得ておく必要がある。また、その具体的な計画立案に際しても、教育委員会だけでなく、公共施設関係部局、学校関係者、地域住民やまちづくりに関するNPO法人等の関係者間で意見交換を行い、理解を得ながら施設計画の内容を検討し、事前に十分な合意を形成しておくことが重要である。

【さいたま市】学校施設を核とした複合化検討ワークショップの開催

小学校の老朽化が進行する北校舎（築56年経過）の建替えを機に、周辺の公共施設との複合化を検討。施設計画の策定に当たっては、市民との協働によるワークショップを実施するなど、合意形成を図りながら計画を推進した。

<参加者> 22名（公募市民、地区の市民、公共施設マネジメント会議市民委員など）

<プロセス>

基本 プログラム	タイトル			
	STEP1 目的確認 (キックオフ)	STEP2 先進事例の視察 (情報収集)	STEP3 対象施設での検討 (アイデア出し)	STEP4 計画案の 共有
	内容 参加者の自己紹介 ワークショップ説明 ミニワークショップ 公共施設再編説明	内容 事例視察 イメージづくり 参加者交流 情報交換 意見交換	内容 対象施設視察 問題の共有 再編対象の共有 計画案の検討 計画案の提示	内容 計画案説明 計画案再検討 意見交換 (施設職員と) 感想発表 (今後のこと)
	手法 アイスブレイク	手法 フィールドワーク ロールプレイ	手法 フィールドワーク シミュレーション (デザインゲーム)	手法 ディブリー フィング
	第1回	第2回 オプション	第3回 第4回	第5回



市の取組の説明



意見交換



ミニワークショップ

情報発信：ニュース発行、Facebook、パブコメ、パブリックミーティング、シンポジウム

さいたま市公共施設マネジメント： <http://www.city.saitama.jp/006/007/014/014/>

(素案)

115 (配置計画)

116 複合化する学校施設と他の公共施設等におけるそれぞれの活動が相互に支障なく
117 行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用が円滑に行われるためには、複合化さ
118 れる各施設の専用部分及び共同利用部分の配置計画を、その敷地条件、施設種類、
119 施設規模、利用形態等に留意して適切に策定することが重要である。

120
121 特に、共同利用部分については、各施設の利用者が十分に利用できるよう、その
122 空間構成、規模、各専用部分との連絡等に配慮すること、また、専用部分についても
123 他の施設との相互利用を考慮に入れた配置計画とすることが重要である。

124
125 さらに、学校施設専用部分については、地域住民に開放する部分及び学校教育に
126 のみ利用を限定する部分の配置を、学校教育活動への影響をも考慮しながら適切に
127 計画することが重要である。

128 (空間構成)

129 複合施設においては、立体化等により空間構成が複雑となる結果、各施設のそれ
130 ぞれの機能に支障を来す場合もあり得る。このため、複合化される各施設を施設ごとに
131 一体として配置し、機能的にも分断されることのない空間構成とする必要がある。
132

133
134 そのため、各施設の専用部分は平面的かつ立体的にできるだけまとめて計画するこ
135 とが重要であり、特に学校施設については、学校教育上、特に教室等の居室部分と運
136 動場その他の屋外環境部分との一体性を確保することが重要である。

137
138 さらに、建物を高層化する場合は、校庭等の屋外までの経路が長くなることも想定さ
139 れるため、屋上や校舎内に十分な運動スペースや避難経路の確保等に留意し教育環
140 境を損なわない計画とすることが重要である。

141 (居室環境)

142 複合施設については、単独施設の場合よりも施設の規模が大きくなることが多く、室
143 数や階数等も増加する傾向がある。このため、施設設計自体が複雑なものとなり、教室
144 その他の居室の居住性が損なわれる場合もあり得る。従って、成長過程にある児童生
145 徒等にとって良好な学習環境を保持するためには、各室の明るさや、温度、湿度、面
146 積、形態、構造等に留意して整備することが重要である。
147

148
149 また、各施設の諸活動に伴い発生する騒音、振動等が他の施設の機能に影響を及
150 ぼすことがある。このため、例えば、他の公共施設等の活動から発生する騒音等が学
151 校教育活動に影響を与えないよう、また、逆に、学校施設の音楽室や運動場等から発
152 生する騒音等が他の公共施設等の諸活動に影響を与えないよう配慮して計画するこ
153 とが重要である。

(素案)

155 (2)施設管理上の留意事項

156 複合施設においては、各施設間の相互利用・共同利用が活発となることから、各施設
157 ごとに利用形態が多様化し、利用の長時間化等が進むこととなる。このため、学校の
158 教職員をはじめとする各施設の職員に過度の負担がかかることのないよう、施設計画
159 の初期の段階から、施設管理の責任について、各施設所管部局と調整し明確にした
160 上で、利用内容に応じた総合的な施設管理が可能な組織や運営方法を検討し整備し
161 ていくことが重要である。

162

163 (各施設の利用条件等や施設管理の役割分担の明確化)

164 複合化される各施設間の相互利用・共同利用を円滑に進めるためには、各施設の
165 設置条例やその施行規則等において、利用内容や利用条件に応じた規定を整備す
166 る必要がある。また、各施設ごとの管理の役割分担については、必要に応じて事務の
167 委任等の手続きを行い、権限と責任の所在を明確にしておくことが重要である。

168

169 (各施設間の連絡協議のための組織の設置)

170 複合化される各施設の諸活動が相互に支障なく、かつ、円滑に実施されるためには、
171 施設間の相互利用・共同利用、利用時間帯の調整、共同利用部分の維持管理、共通
172 事務の処理等について、複合施設全体として十分な調整が行えるようにすることが重
173 要である。このため、各施設の責任者、実務担当者等から構成される連絡協議組織を
174 設置し、定期的又は随時の情報・意見の交換、連絡・協議等を行うことが重要である。

175 また、各施設に共通する事務、具体的には施設・設備の維持保全、空気調和・電気
176 その他の機器設備の管理運転、家具、その他の物品管理、施設使用料の受入れ、施設
177 の使用申込みの受付や利用相談への対応等を一元的に処理することも有効であ
178 る。

179

180 (施設利用者の意見の反映)

181 学校施設と他の公共施設等との複合施設は、地域コミュニティの拠点となることが期
182 待されていることから、各施設の利用条件等について利用者の意見を反映するなど、
183 利用しやすいものとすることが重要である。

184

185 (各施設の専用部分や共同利用部分の管理区分の明確化)

186 複合施設においては、複合化される学校施設その他の公共施設等の専用部分、共
187 同利用部分の各施設間における管理区分を明らかにし、特に共同利用部分における
188 管理責任の所在を明確にしておくことが重要である。また、専用部分及び共同利用部
189 分の管理区分については、面的な区分だけではなく時間帯による区分も検討するとと
190 もに、屋外環境・屋外設備等についてもその管理区分を明確にしておくことが重要で
191 ある。

192

193 (施設ごとの会計区分を踏まえた電気・ガスなど設備系統区分への配慮)

194 複合施設においては、各施設ごとに会計区分を明らかにし、かつ、光熱水等のエネ

(素案)

195 ルギーを効率的に使用することが求められることから、電気、電話、ガス、上下水道等の
196 使用量を各施設ごとに把握するとともに、空気調和、照明等の建築設備を区分別に運
197 転できるようにしておくこと等が望ましい。このため、建築設備の設計に当たっては、以
198 下の例を参考にするなど、経済性も考慮しながら実施することも有効である。

199 <具体例>

200 ・各施設の専用部分及び共同利用部分について、それぞれ別々に配線、配管等の
201 系統を設定する。

202 ・電力量計、量水器、課金装置等の計量機器を系統ごとに設置する。

203 204 など

(施設管理業務の外部委託)

206 複合化される各施設を効率的に管理するため、清掃、警備等の業務は、必要に応じて
207 民間企業等に委託することも考えられる。この場合においても、各施設の施設機能に
208 支障が生じないよう、各施設の関係者の意向を十分反映し、その利用形態に対応した
209 内容の委託契約を締結することも有効である。

【10. 市川市立市川第七中学校】

211 複合施設（中学校・給食室・公会堂・保育所・ケアハウス・デイサービスセンター）を
212 2つのPFI事業※に分けて同時進行で進め、1棟の施設として整備

213 ※2つのPFI事業・・・①中学校・給食室・公会堂・保育所整備PFI事業
②ケアハウス・デイサービス整備PFI事業

○PFI導入の主な目的と効果

215 ・財政負担の軽減・平準化（市の想定より整備費を約26%削減）

216 ・地域の核となる施設として「ふれあい・交流」というコンセプトの実現をPFI手法に
217 より民間事業者の創意工夫により実現。

218 ・2つのPFI事業を同時進行し1棟の建物に整備することで、各施設整備により事業者
219 の資金やノウハウを活かし、運営や維持管理の質的な向上、施設整備費の低減やライフ
サイクルコストの縮減を実現。

○PFI導入の課題等

221 ・PFI導入のための契約手続きの煩雑さやノウハウの不足等から、市主体の事業よりも
222 契約成立までに約1年長くかかった。



設備の調った文化ホール



5施設が一体的に整備された
大規模な複合施設

(素案)

223 (3)安全性の確保

224 (事故防止)

225 複合施設においては、共同利用部分はもちろん、専用部分についても相互利用に
226 より児童生徒、地域住民等の多様な人々が利用することとなるので、建物の各部の設
227 計に当たり細部に至るまで、けがの発生の防止等、その利用形態に対応した安全性を
228 確保することが重要である。

229 <具体例>

- 230 ・車の出入りが多い場合、児童生徒と車が接触しないように、人と車の敷地内への出
231 入口を離して設けたり、動線が重ならないように計画する。
- 232 ・老人デイサービスのような、車での送迎がある施設は、利用者の送迎時間と児童生
233 徒の登下校時間をずらすように調整する。
- 234 ・建物内での児童生徒と地域住民の利用動線が交わる場合には、衝突事故防止の
235 ための標識を設ける。

236 など

237

238 (防犯機能の確保)

239 複合化される学校施設と他の公共施設等とは、利用者、利用方法、利用時間帯
240 等の利用形態がそれぞれ異なることから、防犯上の様々な配慮が必要とされる。
241 特に、外部からの来訪者を確認できるよう、敷地内や建物内、外部からの見通し
242 が確保され、死角となる場所がなくなるよう視認性を確保するとともに、敷地や
243 建物など、どの範囲をどう守るのかという領域性に留意した施設計画とすること
244 が重要である。

245 <具体例>

- 246 ・施設の出入口の周辺に受付やモニターテレビ等を設け外来者等の出入りが把
247 握できるようにする。
- 248 ・機械設備による防犯システムを導入し窓等の状態監視・施錠管理等を適切に
249 行う。
- 250 ・エレベータの扉にガラス窓を設け密閉性を排除する。

251 など

252

253

254

255

256

257

258



259 小学校のテラスと図書館の入口が
260 近接する2階には警備員が常駐
261 (志木市立志木小学校)



262 指定管理者が常駐する受付を設置
(かほく市立宇ノ気中学校)

(素案)

263 (防災機能の確保)

264 複合施設は、児童生徒、地域住民等による多様な利用に供するだけでなく、まとまっ
265 た敷地と多人数を収容できる建物空間を持つ場合が多いことから、地域の避難所等と
266 しての役割を担うことが求められる。このため、地震、火災、風水害等の災害に対して
267 十分な安全性を確保できるよう設計することが重要である。

268 <具体例>

269 ・建物構造に関する強度等の適切な設定、仕上材料の防災性能の向上、防災監視
270 システムの導入等の防災機能の向上。

271 ・家具等の転倒や各種の落下物等による二次的な被害の防止。

272 273 など

274 (総合的な防犯・防災対策の確立)

275 複合施設は、各施設ごとに設置目的や利用者、利用方法、利用時間帯等の利用形
276 態が異なるため、複合施設全体の防犯体制の確立、火災、地震その他の災害時の対
277 応等に総合的な観点からの一層の配慮が必要である。具体的には、各施設からの避
278 難のための動線の明示、また、複合施設全体としての災害時の避難計画その他の防
279 災計画の策定や共同防災訓練の実施等が重要である。

(素案)

1 第3章 国による支援策(素案)

2 国は、設置者による学校施設の複合化の取組が、学習環境の向上はもとより、地域コミ
3 ュニティの形成、さらには地域の振興・再生にも資するよう、以下の方策を講じることにより
4 支援していくことが必要である。

6 (1)学校施設整備指針における学校施設の複合化関連規定の充実

7 文部科学省は、学校施設の計画・設計上の留意事項を示した学校施設整備指針
8 を学校種ごとに策定し、地方公共団体等の学校設置者に示している。

9 本報告を踏まえ、学校施設整備指針における学校施設の複合化に係る規定を充実
10 させる必要がある。

12 (2)優れた学校施設の複合化事例の普及啓発

13 文部科学省は、学校施設と複合化する公共施設の種類に応じて、学習環境の向
14 上や地域コミュニティの形成に寄与した施設の設計・計画及び施設管理に関する好
15 事例を収集し、研修会等を通じて学校設置者等に対し広く普及啓発を図っていく必
16 要がある。

18 (3)学校施設の複合化に資する計画・設計プロセス構築の支援

19 文部科学省は、設置者による学校施設の複合化のための基本計画の策定などに
20 おいて、教職員、保護者、地域住民等の関係者が参画した委員会やワークショップ等
21 を設置し、必要に応じて教育や建築の有識者の協力を得ながら、関係者との合意形
22 成を図っていく施設の計画・設計プロセスの構築に資する取組について支援する必
23 要がある。

25 (4)既存学校施設を活用した複合化に資する財産処分手続きの弾力化・簡素化

26 文部科学省では、既に財産処分手続きを大幅に弾力化・簡素化しているところであ
27 るが、今後、設置者における既存学校施設を有効活用した学校施設の複合化を支援
28 していく観点から、更なる弾力化・簡素化について検討する必要がある。

30 (5)関係府省との連携による本報告の公共施設関係部局等への周知

31 文部科学省は、地方公共団体における学校施設の複合化の実施に当たり、教育委
32 員会内だけではなく、公共施設関係部局等と連携した上で、本報告で示した学校施
33 設の複合化に関する基本的な考え方等に留意して進めていくことが重要であることか
34 ら、公共施設を所管する関係府省と連携して、本報告の周知を図っていく必要があ
35 る。